



成年後見人の選任申立手続

弁護士 青木 一雄

父母や兄弟姉妹の中には高齢となり、「精神上の障害により事理弁識する能力を欠く状況にある者」となっている方がおられる場合、成年後見人選任の手続が必要となることがあります。成年後見開始の申立は家庭裁判所にすることになります。その申立の手続及び必要書類等について説明します。

1. 申立権者

成年後見の対象となる本人、配偶者、四親等の親族、検察官、市町村長など

2. 申し立てるべき裁判所

成年後見の対象となる本人の住所地の家庭裁判所

3. 申立に必要な書類

①後見開始申立書、書式類は家庭裁判所にありますし、インターネットでも入手できます。

②対象者本人の財産目録

③対象者本人の医師の診断書、またはそれが入手できない場合は事理弁識能力を欠くことを示す書類（例えば要介護度を示す書類など）

④対象者本人の戸籍謄本及び住民票

⑤登記されていないことの証明書（成年被後見人、任意後見契約の本人とする記録がないことなどの証明）（東京法務局から取り寄せます）

⑥対象者本人の身分証明書（禁治産、準禁治産宣告を受けていない、後見の登記通知を受けていないことなど）（本人の住所地の市役所から取り寄せます）

⑦ある一定の人を成年後見人候補者として選任を求める場合

・成年後見人候補者の戸籍謄本

・登記されていないことの証明（成年被後見人、被保佐人とする記録がないことの証明）（東京法務局から取り寄せます）

⑧費用（収入印紙、予納郵便切手で8,000円程度。鑑定費用通常5万円～15万円程度）

4. 申立後の手続

①対象者本人の精神鑑定、書類で明らかに必要がないと認めるときは鑑定はありません。

②家庭裁判所は、本人の意見を聴くことになっていますが、できない場合は行いません。

③後見人を選任する場合、本人や後見人候補者の意見を聴きます（成年後見人になろうとする者の心身の状況、財産状況、職歴、経歴、利害関係などの事情を考慮します）。また、親族など関係者の意見も考慮します。

5. 審判

家庭裁判所で後見開始の審判がなされます。これに対し、高等裁判所に不服申立ができます。審判が確定すればその旨の登記がなされます。